

とうがね健康マイレージ協賛企業の募集要領

(目的)

第1条 この要領は、とうがね健康マイレージ事業の協賛企業の募集、協賛品及び特典(以下「協賛品等」という。)の取扱い等について、必要な事項を定める。

(協賛企業の応募資格及び認定)

第2条 事業の趣旨に賛同し、協賛品、特典を提供する企業、店舗等とする。ただし、次の各号に定める業種又は企業については、協賛企業として認定しない。

(1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)で、風俗営業と規定されている業種及びこれらに類似する業種

(2) 消費者金融業

(3) たばこ製造業種

(4) ギャンブル(公営又は宝くじに係るものを除く)にかかるもの

(5) 法律に定めのない医療類似行為を行う施設

(6) 国家資格等に基づかない者が行う療法等

(7) 興信所・探偵事務所

(8) 民事再生法(平成11年法律第225号)及び会社更生法(平成14年法律第154号)による再生又は更生の手續中の事業者

(9) 各種法令に違反しているもの

(10) 次に掲げる者

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)

イ 次のいずれかに該当する行為((イ)又は(ウ)に該当する行為であって、法令上の義務の履行としてするものその他正当な理由があるものを除く。)をした者(継続的に又は反復して当該行為を行うおそれがないと認められる者を除く。)

(ア) 自己若しくは他人の不正な利益を図る目的又は他人に損害を加える目的で、情を知って、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)又は暴力団員を利用する行為

(イ) 暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることを知りながら、暴力団員又は暴力団員が指定した者に対して行う、金品その他の財産上の利益若しくは便宜の供与又はこれらに準ずる行為

(ウ) 市の事務又は事業に関し、請負契約、物品を購入する契約その他の契約の相手方(法人その他の団体にあつては、その役員等(業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者、相談役、顧問その他の実質的に当該団体の経営に関与している者又は当該団体の業務に係る契約を締結する権限を有する者をいう。以下同じ。))が暴力団員であるこ

とを知らながら、当該契約を締結する行為

ウ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

エ 法人その他の団体であって、その役員等のうちに前3号のいずれかに該当する者があるもの

(11) 東金市建設工事等請負業者指名停止措置要領に基づく指名停止を受けているもの

(12) 前各号に掲げるもののほか、市長が不適當であると認めるもの

(協賛品等の基準)

第3条 協賛企業による協賛品等の内容は、健康づくりに資するもの、健康に配慮したもの又は地場産品とし、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

(1) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの

(2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの

(3) 人権侵害となるもの又はそのおそれがあるもの

(4) 政治性又は宗教性のあるもの

(5) 公衆に不快の念又は危害を与えるおそれがあるもの

(6) 前各号に掲げるもののほか、市長が不適當であると認めるもの

(申込み)

第4条 認定の申込みをしようとする者は、とうがね健康マイレージ協賛申込書(別記第1号様式)を市長に提出するものとする。

(認定の決定)

第5条 この要領に基づく申込みがあったときは、第2条及び第3条に照らし、申込内容の審査を行う。

2 前項による審査の結果、認定を決定した場合は第2号様式により、また、不認定を決定した場合は第3号様式により、申込みのあった者に通知する。

(認定の取消し)

第6条 認定を行った協賛内容に次の各号の事由があるときは、認定を取り消すことができる。

(1) 申込内容とは異なる内容があることが判明したとき

(2) 申込内容に虚偽があることが判明したとき

(3) 前2号に掲げる事由のほか、認定を行うことが不要又は不適當と認められる事実が生じたとき

(条件等)

第7条 協賛企業の認定に当たっては、次の条件を附する。

- (1) 協賛企業は、申込内容に変更があった場合は、速やかに報告すること
- (2) 市は、協賛品等の提供における事故等についての責任を負わないこと
- (3) その他市長が必要と認める事項

2 協賛企業は、とうがね健康マイレージ事業の協賛企業であることを広告物等に掲載することができる。

(その他)

第8条 この要領の施行に関し、必要な事項は別に定める。

附則 この要領は、平成31年4月1日から施行する。